

令和3年度の保守業務より、以下の積算基準が改定(試行)されます。

- ① 旅費交通費の率計上の実施
- ② 点検データベース登録費用の試行歩掛の制定

① 旅費交通費の率計上の実施

旅費交通費の計算式

対象労務費 × (滞在率 × 滞在係数 + (1 - 滞在率) × 日々通勤係数) × 所在地補正係数

対象労務費 : 対象となる点検労務費の合計

滞在率 : (滞在施設の数) / (全施設の数)

滞在施設の数 : 起点から直線距離25km以上の施設数
※直線距離25km未満の施設は「日々通勤施設」

起 点 : 事務所が所在する県庁
※経済圏を考慮し隣接府県の県庁とすることも可

滞在係数 : 0.4 (固定値)

日々通勤係数 : 0.1 (固定値)

所在地補正係数 : 事務所が所在する市町と県庁が所在する市が同じ場合 0.8
それ以外の場合 1.0

① 旅費交通費の率計上の実施

注意事項

- ・ 積算基準改定については、本省HPに掲載されている。
https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000752.html
<https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisanki jun.html>
- ・ 率計算には移動拘束費、移動拘束費に係る安全費・技術管理費、ライトバン経費、燃料費、有料道路料金、日当・滞在費が含まれている。
- ・ 率計算の対象は「徒歩移動」「ライトバン移動」に限られる。それ以外の移動については、率計上を用いない積算もしくは見積等により費用算出する。
- ・ 対象労務費や施設数に変更が生じた場合は、変更契約の対象とする。
- ・ 率計算に必要な情報は、発注案件毎に「見積参考資料」で入札参加者に提示する。

① 旅費交通費の率計上の実施

従前の算出方法 (率計上しない場合と同じ)

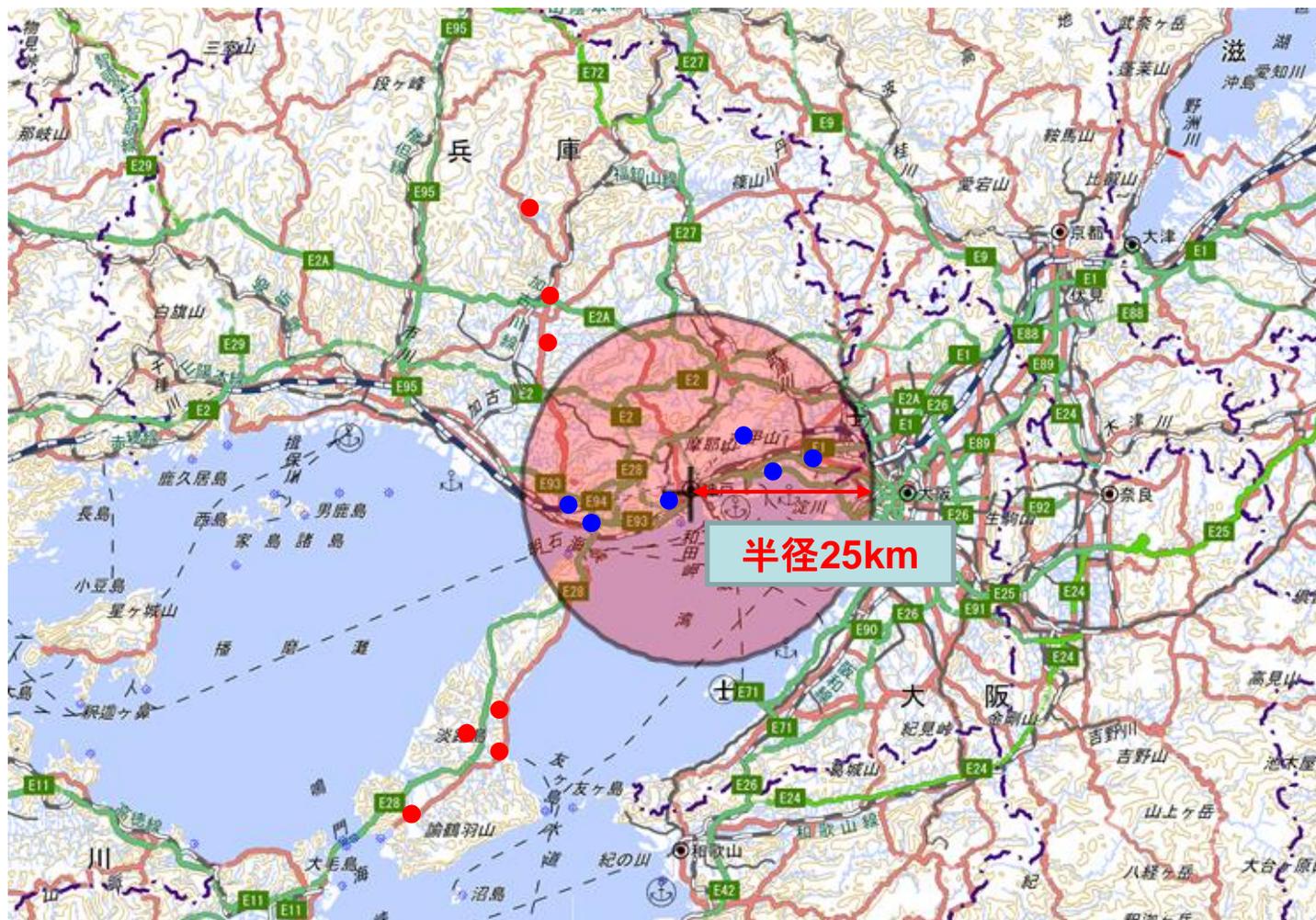
- ・ 点検種別（電気・通信施設の別や3ヶ月/6ヶ月/12ヶ月点検の別）、日々通勤/滞在の区分毎に、点検施設を一巡する工程を想定する。
- ・ 日々通勤の場合、第一目的地～最終目的地を一巡する距離および移動手段より費用を算出する。
- ・ 滞在の場合、起点～第一目的地～最終目的地～起点を一巡する距離および移動手段より費用を算出する。
- ・ 起点について
12ヶ月点検：大阪府庁
上記以外：事務所が所属する県の県庁
- ・ 日々通勤/滞在の区分について
起点より移動1時間以上の場合は滞在、1時間未満の場合は日々通勤とする。

新たな算出方法

- ・ 点検種別に関係なく、点検労務費の合計を算出する。
- ・ 点検種別に関係なく、施設数（全体・滞在施設）をカウントする。
同じ施設に対して6ヶ月点検1回、12ヶ月点検1回を行う場合は2施設とカウントする。
- ・ 起点は事務所が所属する県の県庁とする。
（経済圏を考慮し隣接県の県庁でも可）
- ・ 起点からの直線距離が25km以上になる施設が滞在施設とする。
- ・ 巡回経路や必要日数に関係なく、施設数をパラメータとして計算する。
- ・ 徒歩・ライトバン移動以外の方法の場合は率計算の対象外とする。
（航空機・船舶などによる移動の場合）

① 旅費交通費の率計上の実施

日々通勤/滞在の考え方（一例）



起点:兵庫県庁
日々通勤施設数(青):6箇所
滞在施設数(赤):7箇所
滞在率:7/13=53.8%

※地理院地図(GIS機能)を使用して作成

② 点検データベース登録費用の試行歩掛の制定

点検データベースとは

点検結果をデータベース化し、劣化傾向把握や更新計画判断を行う。
点検実施の都度データを登録する必要がある。

作業の流れ・作業分担

データベース登録用の様式抽出 : 発注者（監督員）
データベース登録用データの作成 : 保守業務受注者
データベースの登録 : 保守業務受注者

作業費用

データベース登録用データの作成 : 技術管理費（率計上）に含まれる
データベースの登録
従前 : 登録作業を行った実際の時間で労務費を計上
今後 : 登録シート数に対して試行歩掛を計上

試行歩掛

点検技術員 0.5人（登録データ 100シート当たり）

② 点検データベース登録費用の試行歩掛の制定

電気通信施設保守業務共通仕様書(案)R2. 11

第49条 保守記録簿

1 受注者は、業務に係る保守記録簿を作成し記録を行うものとする。また、保守記録簿には、次の各号に掲げる内容を記載するものとする。

- (1) 業務履行結果の概要
- (2) 点検結果による技術的所見
- (3) 点検結果シート
- (4) 点検結果整理表
- (5) 現場写真（カラー）

【中略】

3 次の各号に掲げる内容について、監督職員立ち会いのもと、別途提供するデータベースシステムに所要のデータを登録するものとする。

- (1) 点検結果シート（試行基準の点検結果シートを除く）
- (2) 点検結果整理表
- (3) その他監督職員が登録を指示した事項

【以下略】

保守記録簿（いわゆる点検報告書）として、点検DB登録用の「点検結果シート」「点検結果整理表」を作成する。

「点検結果シート」「点検結果整理表」は受注者でデータベース登録を行う。